

令和 2 年 度

津山市健全化判断比率
及び資金不足比率
審 査 意 見 書

津 山 市 監 査 委 員

津 監 第 5 2 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

津山市長 谷 口 圭 三 様

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 岡 安 謙 典

令和 2 年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 2 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、津山市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 2 年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 2 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の実施場所及び日程

実施場所 津山市役所本庁舎

日 程 令和 3 年 7 月 2 9 日から令和 3 年 8 月 6 日まで

第 3 審査の着眼点及び主な実施内容

津山市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員の説明を求めるなどにより審査した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

- (注) 1 説明文中の当年度とは、令和 2 年度である。
- 2 表中の金額は千円単位で表示し、原則として千円未満を四捨五入している。
- 3 説明文中及び表中の比率は、国の算定基準に基づき、表示単位未満を切り捨てている。
また、単年度実質公債費比率は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第 5 位まで表示されるが、少数点以下第 3 位を切り捨てている。
- 4 説明文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は次のとおりである。

区 分		健全化判断比率等					
一 般 会 計 等	一 般 会 計	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		
	磯野計記念奨学金特別会計						
	公共用地取得事業特別会計						
	奨学金特別会計						
	土地開発公社清算事業特別会計						
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	資金不足比率 (会計ごとに算定)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	公 営 企 業 会 計					食肉処理センター特別会計	
						地方公営企業法適用	水道事業会計
							工業用水道事業会計
							下水道事業会計
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	津山圏域消防組合	資金不足比率 (会計ごとに算定)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		
	津山圏域衛生処理組合						
	津山圏域資源循環施設組合						
	岡山県広域水道企業団						
公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー 等	岡 山 県 信 用 保 証 協 会	資金不足比率 (会計ごとに算定)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		

(注) 一部事務組合・広域連合は、比率の算定に影響のある団体に限定して表示している。

2 健全化判断比率の状況

当年度決算における健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率はいずれの指標も早期健全化基準を下回っている。また、前年度と比較すると、実質公債費比率は 0.2 ポイント上昇し、将来負担比率は 10.4 ポイント低下している。

区 分	令和 2 年度	令和元年度	早期健全化 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.91 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.91 %
実 質 公 債 費 比 率	12.4 %	12.2 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	119.8 %	130.2 %	350.0 %

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字がないため「—」と表示している。
2 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上に該当すれば、「財政健全化計画」の策定が義務づけられるものである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした、実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率である。本市における一般会計等の対象になる会計は、一般会計、磯野計記念奨学金特別会計、公共用地取得事業特別会計、奨学金特別会計、土地開発公社清算事業特別会計である。

当年度の実質赤字比率は次のとおり算定されている。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額	
	令和2年度	令和元年度
一 般 会 計	1,110,499	940,969
磯野計記念奨学金特別会計	0	0
公共用地取得事業特別会計	0	0
奨 学 金 特 別 会 計	0	0
土地開発公社清算事業特別会計	0	0
合 計	1,110,499	940,969
標 準 財 政 規 模	27,831,739	26,939,577
実 質 赤 字 比 率	—	—

(注) 実質赤字比率については、実質収支が黒字であるため「—」と表示している。

令和元年度、令和2年度とも実質収支は黒字となっており、黒字額の標準財政規模に対する比率は、令和元年度が 3.49 %、令和2年度が 3.99 %である。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質収支の赤字額（公営企業会計においては資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は次のとおり算定されている。

（単位：千円）

区		分	令和2年度	令和元年度
一		般 会 計	1,110,499	940,969
		磯野計記念奨学金特別会計	0	0
		公共用地取得事業特別会計	0	0
		奨 学 金 特 別 会 計	0	0
		土地開発公社清算事業特別会計	0	0
一般会計等の実質収支額		A	1,110,499	940,969
		国民健康保険特別会計	151,463	88,313
		介護保険特別会計	270,425	127,896
		後期高齢者医療特別会計	2	1,466
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額		B	421,890	217,675
地方公営企業	法 非 適 用	食肉処理センター特別会計	0	0
	法 適 用	水 道 事 業 会 計	4,723,271	4,443,073
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	49,306	49,295
		下 水 道 事 業 会 計	663,605	342,971
公営企業会計の資金不足額・剰余額		C	5,436,182	4,835,339
合 計		A + B + C	6,968,571	5,993,983
標準財政規模			27,831,739	26,939,577
連結実質赤字比率			—	—

(注) 1 連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であるため「—」と表示している。

2 公営企業会計の資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

令和元年度、令和2年度とも実質赤字額（公営企業会計においては資金不足額）はなく、黒字額（資金剰余額）の標準財政規模に対する比率は、令和元年度が 22.24 %、令和2年度が 25.03 %である。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合を示す指標として算出されるもので、一般会計等が負担する借入金の元利償還金とそれに類似する経費（準元利償還金）の合計額の標準財政規模に対する比率である。実質公債費比率の値は、直近3箇年の単年度比率を計算し、それを平均した値となる。

当年度の実質公債費比率は次のとおり算定されている。

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
元利償還金・準元利償還金	A	地方債の元利償還金 (繰上償還額等を除く)	6,160,951	6,008,851	6,137,475
	B	満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金相当額	0	6,667	13,333
	C	公営企業債の償還に充 当した一般会計等から の繰入金	1,746,333	1,693,872	1,804,704
	D	一部事務組合への負担 金等のうち、組合債の 償還に充当した額	871,469	787,027	502,936
	E	公債費に準ずる債務負 担行為に基づく支出額	151,099	193,466	200,807
	F	一時借入金の利子	0	0	0
財源等	G	特定財源（地方債償還 額に充当した都市計画 税等）	732,696	747,592	706,771
	H	元利償還金・準元利償 還金に係る基準財政需 要額算入額	5,335,233	5,247,736	5,259,364
I	標準財政規模	27,831,739	26,939,577	27,210,062	
単年度比率		12.72%	12.42%	12.26%	
実質公債費比率		12.4%			

$$\left[\text{単年度比率} = \frac{(A \sim F \text{ 合計}) - (G + H)}{I - H} \times 100 \right]$$

当年度の実質公債費比率は、前年度の比率 12.2% に比べ 0.2 ポイント上昇している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率である。対象となる経費には、一般会計等の公債費や債務負担行為に基づく将来負担額、退職手当支給見込額のほか、公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等に対する支払見込額も含まれている。

当年度の将来負担比率は次のとおり算定されている。

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
将来 負担 額	A	一般会計等の地方債現在高	71,248,882	73,668,875	73,987,802
	B	債務負担行為に基づく支出 予定額	1,165,774	1,296,100	1,468,391
	C	一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充て るための一般会計等からの 繰入れ見込額	23,560,952	25,265,997	26,458,028
	D	一部事務組合等が起こした 地方債の償還に係る負担金 等見込額	8,234,090	8,958,046	9,610,815
	E	退職手当支給予定額に係る 負担見込額	5,763,785	5,840,212	5,851,971
	F	設立法人の負債額等に係る 負担見込額	17,025	12,869	8,686
	G	連結実質赤字額	0	0	0
	H	一部事務組合等の連結実質 赤字額に係る負担見込額	0	0	0
財 源 等	I	地方債の償還額等に充当可 能な基金	7,745,143	8,385,134	8,697,456
	J	地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入見込額	9,025,321	10,193,374	11,040,777
	K	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	66,266,788	68,199,705	68,423,460
L	標準財政規模	27,831,739	26,939,577	27,210,062	
M	元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算入 額	5,335,233	5,247,736	5,259,364	
将来負担比率		119.8 %	130.2 %	133.1 %	

$$\left(\text{将来負担比率} = \frac{(\text{A} \sim \text{H} \text{合計}) - (\text{I} \sim \text{K} \text{合計})}{\text{L} - \text{M}} \times 100 \right)$$

当年度の将来負担比率は、前年度に比べ 10.4 ポイント低下している。

3 資金不足比率の状況

当年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は次表のとおりであり、前年度同様、いずれの会計も資金不足は生じていない。

区 分	令和2年度	令和元年度	経営健全化 基 準
水道事業会計	—	—	20.0 %
工業用水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
食肉処理センター特別会計	—	—	

(注) 1 資金不足がないため「—」と表示している。

2 資金不足比率が経営健全化基準以上に該当すれば、その企業について「経営健全化計画」の策定が義務づけられるものである。

(1) 公営企業会計 法適用企業

当年度の法適用の各会計の資金不足額・剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	流動負債 ①	控 除 企 業 債 等 ②	算 入 地 方 債 ③	流動資産 ④	控 除 財 源 ⑤	解 消 可 能 資 金 不 足 額 ⑥	資金不足額 ・ 剰 余 額
水道事業会計	1,173,021	616,232	20,299	5,300,359	0	0	4,723,271
工業用水道 事業会計	22,953	22,908	0	49,351	0	0	49,306
下水道事業会計	3,688,164	3,240,895	0	1,134,596	23,722	0	663,605

(注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度残高である。

2 資金不足額・剰余額は、 $\{(④-⑤)-(①-②+③)\}+⑥$ で算出する。
なお、資金不足額は負の値で表示される。

(2) 公営企業会計 法非適用企業

当年度の法非適用の各会計の資金不足額・剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	歳出額 ①	歳入額 ②	翌年度繰越財源 ③	差引額	繰上 充用 額 ④	支払 遅延 額・ 事業 繰越 額 ⑤	算入 地方 債 ⑥	解消可 能資金 不足額 ⑦	資金不 足額・ 剰余額
食肉処理センター特別会計	77,923	77,923	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度残高である。

2 資金剰余額は、②－(①＋③)で算出する。

3 資金不足額は、上記で算出した額がマイナスの場合、⑦－(④＋⑤＋⑥)で算出する。
なお、資金不足額は負の値で表示される。

(3) 資金不足比率の算定

資金不足とは、公営企業会計ごとの資金不足額を事業の規模で除した比率であり、当年度のいずれの会計とも資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されない。

(単位：千円)

区 分	令和2年度		令和元年度	
	資金不足額 ・ 剰余額	事業の規模	資金不足額 ・ 剰余額	事業の規模
水道事業会計	4,723,271	2,315,290	4,443,073	2,489,224
工業用水道事業会計	49,306	7,339	49,295	7,544
下水道事業会計	663,605	1,047,697	342,971	1,044,849
食肉処理センター特別会計	0	17,325	0	15,153

(注) 資金不足額は負の値で表示される。

む す び

以上のとおり、令和 2 年度の健全化判断比率の状況を見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額を生じていないため、比率は算定されていない。

実質公債費比率は 12.4 %で、前年度に比べ 0.2 ポイント上昇している。これは、実質公債費比率が直近 3 箇年の単年度比率の平均値であり、令和 2 年度の単年度比率が平成 29 年度の単年度比率を上回り、その差が実質公債費比率に反映されているためである。単年度比率は平成 29 年度が 12.12 %、平成 30 年度が 12.26 %、令和元年度が 12.42 %、令和 2 年度が 12.72 %となっている。なお、令和 2 年度の単年度比率を前年度と比べると 0.3 ポイント上昇している。これは主に、合併特例債や臨時財政対策債分（分子）が増となったほか、標準財政規模（分母）がいずれも増となったが、分母より分子の伸び率が上回ったことによるものである。

将来負担比率は 119.8 %で、前年度に比べ 10.4 ポイント低下している。これは主に、分子の合併特例債等の起債残高の減や、下水道事業の起債残高減に伴う公営企業債等繰入見込額の減に加え、資源循環施設組合のごみ処理施設建設に係る起債の償還が進んだことなどから一部事務組合負担金等見込額が減となったことや、分母の標準財政規模が増となったことなどによるものである。

本市の健全化判断比率は、全て早期健全化基準を下回っているとはいえ、実質公債費比率及び将来負担比率については、高い数値で推移している。これは、平成 25 年度の津山市土地開発公社清算に伴う第三セクター等改革推進債の償還や津山圏域クリーンセンター建設事業債の償還などに係る本市への財政負担という特殊要因が含まれているためである。地方交付税の合併特例の終了や保育所運営経費、障害福祉サービス、高齢化に伴う医療、介護といった社会保障関係費の増高等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済への影響が長期化しており、依然として厳しい財政運営が予測される中、比率の大幅な改善は困難な状況ではあるが、令和 3 年 3 月に策定した「津山市行財政改革運営指針」及びその実行計画により年度ごとの評価検証を行うことで、健全な財政運営の確保に努めていくよう望むものである。

公営企業会計の 4 会計に係る資金不足比率については、いずれの会計も資金不足は生じてはいないが、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っている会計もあり、また、老朽施設の更新も検討すべき時期に来ていることから、経費の見直しや業務の効率化をより図ることで、財政マネジメントの向上に取り組み、経営基盤の強化に努められたい。

○用語解説

一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

一般会計等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のものが該当する。

一般財源

市税や地方交付税など毎年歳入され、用途を特定されていない財源。

解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額。

繰上充用額

会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときに、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てるもの。

広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

公営企業

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。

公営企業会計

公営企業の会計は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還金等に要する経費。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務補償又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業については、一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本にしている。

事業繰越額

当該年度に支出負担行為をすることができなかつたものについて、翌年度に新たに歳出予算に計上するもの。

事業の規模

法適用企業については、損益計算上、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額であり、法非適用企業については、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を差し引いた額である。

実質収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

支払繰延額

当該年度に支出義務が発生している債務について、その支払いを翌年度に繰り延べたものの。

第三セクター

地域開発、都市づくりなどのため、国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）との共同出資によって設立された事業体。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、消費税等の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。毎年度一定の算式により交付される普通交付税と、当該年度の特殊事情により交付される特別交付税に分けられる。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税率により算出された地方税に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。